

令和8年長浜市農業委員会1月定例総会会議録

令和8年1月13日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（37人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
3番 谷口 義信	4番 幸田 重徳
5番 脇坂 良平	6番 中川 半弥
7番 多賀 君子	8番 石橋 萬次郎
9番 阿辻 康博	10番 大塚 高司
11番 宮澤 幸次	12番 中川 亜希
13番 北川 富美子	14番 山口 衛
15番 清水 多枝子	16番 林 甚一郎
17番 片山 博之	18番 下司 治一
19番 宮元 孫善	20番 吉川 尚宏
21番 森 勘十	22番 中川 哲博
23番 弓削 美穂	24番 田中 義人
26番 大谷 正人	27番 伊藤 泰子
28番 多賀 正和	29番 廣部 重嗣
31番 間所 秀夫	32番 角田 功
33番 橋本 治太郎	34番 小林 治一良
35番 筒井 伸彦	36番 服部 昇司
37番 山内 祥子	

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	参事	大塚 邦生
副参事	近藤 英昭	主査	林 清次	主事	市川 紘生

4. 議案等

報告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報告	農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて
報告	農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて
議案第96号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第97号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第98号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第99号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第100号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

11番	宮澤 幸次	12番	中川 亜希
-----	-------	-----	-------

午後1時30分開会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会1月定例総会を開催させていただきます。

〈あいさつ〉

本日の定例総会につきましては、委員総数37名全委員にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告いたします。

次に事務局より、報告と本日の会議次第について、ご説明いたします。

まず報告でございますが、12月16日に農業委員会の農地相談会を市役所及び虎姫まちづくりセンターで開催し、関係の委員に相談対応いただきました。

次に、12月19日に滋賀県農業会議常設審議委員会が大津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長にご出席をいただきました。なお、今回は本市からの諮問

案件はございませんでしたので、事務局は出席をいたしておりません。

また、12月24日にさざなみタウンの多目的ホールにおきまして、市長をはじめ市の農政部局と農政懇談会を開催いたしましたところ、会長をはじめ33人の委員にご出席をいただきました。

ご出席いただきました委員の皆様お疲れ様でございました。

続きまして、今月の審議事項でございますが、3条申請が13件、4条申請が3件、5条申請が2件、農用地利用集積等促進計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、その他各種届出等の報告がございます。

なお、今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る1月5日に、当番委員であります、1番 稲田委員、37番 山内委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしく願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。この後の議事進行は、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

(会長)

欠席通告はございません。

次に、議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、会長において、11番 宮澤幸次委員、12番 中川亜希委員を指名します。両委員、よろしくお願い申し上げます。

それでは会議に入ります。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

資料3 ページから15ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出について、12月中に届出のあった20件、117筆、88,302.24㎡の農地の権利移動につきまして、全て相続による所有権移転の届出がありましたので、受理をし、受理書を交付しています。

農地法第3条の3の報告は以上です。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料16ページをご覧ください。

今月は1件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところでは、

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、八幡東町地先、田1筆、86㎡、畑1筆、62㎡を住宅用地として転用したい旨の届出がありました。

位置図については、総会資料名、令和8年1月総会転用届出の1ページをご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東側は水路、西側は田、南側は水路、北側は水路でございます。

4条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料17から18ページをご覧ください。

今月は4件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところで、届出内容は、所有権の権利移動が伴う農地転用です。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、田村町地先、畑1筆、23㎡を売買により駐車場として転用したい旨の届出がありました。

位置図については、総会資料名、令和8年1月総会転用届出の2ページをご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東側は山林、西側は道路、南側は山林、北側は道路でございます。

番号2、土地の表示、宮司町地先、田5筆、5,837㎡を売買により貸駐車場として転用し

たい旨の届出がありました。

位置図については、説明地図の3ページをご覧ください。

届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、東側は宅地、西側は田、南側は水路、北側は道路でございます。

番号3、土地の表示、平方町地先、田1筆、376㎡、畑1筆、85㎡を売買により駐車場として転用したい旨の届出がありました。

位置図については、説明地図の4ページをご覧ください。

届出地は集落の中央に位置します。周囲の状況は、面積376㎡の田は、東側は道路、西側は鉄道用地、南側は雑種地、北側は道路、面積85㎡の畑は、東側は鉄道用地、西側は宅地、南側は宅地、北側は畑でございます。

番号4、土地の表示、八幡東町地先、田5筆、2,477.83㎡、畑2筆、35.57㎡を売買により分譲宅地として転用したい旨の届出がありました。

位置図については、説明地図の5ページをご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東側は道路、西側は里道、南側は宅地、北側は宅地でございます。

5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除、解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。

この規定に基づき、1月分として、農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料の19から20ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに計17筆の解約の通知がありました。

内訳は、田16筆、畑1筆、合計で30,637㎡の解約です。

番号1から番号8は、相対による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(事務局)

農地法第3条第1項の規定による許可書の返却について

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料21ページをご覧ください。

令和7年11月定例総会において、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請のうち、

本庄町地先で売買による所有権移転の目的で申請いただいた件について、申請人から、当初の利用計画を見直す必要が生じたため、許可書の返却を受けましたので、報告します。

農地法第3条第1項の規定による許可書の返却にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項の規定による許可書の返却について

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料22ページをご覧ください。

令和7年11月定例総会において、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請のうち、本庄町地先で駐車場、農業用資材置場の目的で申請いただいた件について、申請人から、当初の利用計画を見直す必要が生じたため、転用事業を行うことができなくなり、許可書の返却を受けましたので、報告します。

農地法第5条第1項の規定による許可書の返却にかかる報告を終わります。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま報告がありました6件について、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

(会長)

ないようですので、議案審議に移ります。

議案第96号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第96号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

今月の3条申請は13件ありました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受付をいたしました。

議案書は23ページから25ページです。

申請番号1は、申請地が3筆あります。

申請番号1(1)、土地の表示、湖北町小倉地先の青地の畑、面積は135㎡、

申請番号1(2)、土地の表示、湖北町小倉地先の青地の畑、面積は127㎡、

申請番号1(3)、土地の表示、湖北町小倉地先の青地の畑、面積は62㎡です。

以上、3筆は、近接した畑で、現地は耕起されている状態でした。現在、譲受人が隣地の畑と一緒に耕作されており、今回、贈与で話がまとまり申請されたものです。なお、申

請地は、地域計画の対象地ではありません。

申請番号 2、土地の表示、余呉町坂口地先の青地の田、面積は2,329㎡です。現地は、耕起されている状態でした。申請地は、これまでから譲受人が耕作されています。今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

なお、地域計画では個人農業者となっており、今後、地域計画の変更を行うよう指導しているところです。

申請番号 3 は、申請地が 2 筆あります。

申請番号 3 (1)、土地の表示、湖北町津里地先の白地の畑、面積は841㎡です。現地は、一部、樹木がありますが、耕起すれば利用は可能な状態です。

申請番号 3 (2)、土地の表示、湖北町津里地先の白地の畑、面積は72㎡です。現地は、野菜の作付けがされていました。

現在、申請番号 3 (2) は譲受人が耕作されており、今回、2 筆について譲渡人と贈与の話があり申請されました。

申請番号 4 は、申請地が 3 筆あります。

申請番号 4 (1)、土地の表示、湖北町河毛地先の青地の田、面積3,394㎡、

申請番号 4 (2)、土地の表示、湖北町河毛地先の青地の田、面積2,554㎡、

申請番号 4 (3)、土地の表示、湖北町河毛地先の青地の田、面積3,158㎡です。

以上、3 筆について、現地はすべて耕起されている状況でした。申請地は、譲受人が耕作、管理をされており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画においても、譲受人を耕作者に設定されており、問題はないと考えます。

申請番号 5、土地の表示、田村町地先の白地の田、面積は1,262㎡です。申請地は、市街化区域内にある田で、譲受人所有の農地と一体で水稻をされており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。なお、申請地は地域計画の対象地に設定されていません。

申請番号 6、土地の表示、余呉町中之郷地先の青地の田、面積は2,030㎡です。申請地周辺に譲受人が耕作する田があり、これまでから譲受人が耕作をされており、譲渡人は県外に居住しており管理が困難となり、売買で話がまとまり申請されたものです。なお、地域計画においても、申請地は個人所有地ということで、変更の指導をしてまいります。

申請番号 7 は、申請地が 2 筆あります。

申請番号 7 (1)、土地の表示、湖北町伊部地先の青地の田、面積は1,782㎡、

申請番号 7 (2)、土地の表示、湖北町伊部地先の青地の田、面積は1,857㎡です。

以上、2 筆について、現地は稲刈り後の状況でした。申請地は、2 筆とも譲受人が耕作されており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画も譲受人で設定されている状況です。

申請番号 8、土地の表示、湖北町海老江地先の青地の田、面積4,244㎡です。

現地は、耕起されている状況でした。申請地は、譲受人が耕作をされており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画においても、譲受人に設定されており特

に問題はないと考えます。

申請番号9、土地の表示、湖北町馬渡地先の青地の田、面積950㎡で、現地は、稲刈り後の状況でした。申請地は、これまでから譲受人が耕作をされており、今回、贈与で話がまとまり申請されたものです。

申請番号10、土地の表示、加納町地先の青地の畑、面積597㎡です。現地は、耕作はされていませんが耕起すれば利用可能な状況です。譲渡人は高齢で管理が困難なため、申請地の処分を考えていたところ、畑を探していた譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号11、土地の表示、高月町唐川地先の白地の畑、面積143㎡です。現地は、耕作はされていませんが、耕起すれば利用可能な状況です。譲渡人は、他市に居住されており管理が困難なため、申請地と申請地の横の住宅の処分を検討されていたところ、譲受人が住宅を購入され、隣の畑で野菜の作付けを計画されており申請されたものです。譲受人は、外国籍の方で、定住資格を有しており、更新予定であることを確認しています。現在、家の改装中で完成後に移住される予定です。

申請番号12、土地の表示、郷野町地先の白地の畑、面積72㎡です。申請地は、譲受人の住宅の隣にある畑で、今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。現地は、作付けはされてませんが、耕起すれば耕作可能な状況です。

申請番号13は、申請地が6筆あります。

申請番号13(1)、土地の表示、木之本町石道地先の白地の畑、面積は72㎡です。現地は、耕作はされてませんが、耕起すれば利用可能な状況です。

申請番号13(2)、土地の表示、木之本町石道地先の青地の畑、面積は1,715㎡です。現地は、一部野菜の作付けがされていました。

申請番号13(3)、土地の表示、木之本町石道地先の白地の畑、面積は132㎡です。申請地は、集落の山側の傾斜地にある農地で、現在、耕作等はされておらず雑草等が生えている状況でしたが、除草し耕起すれば利用可能な状況です。

申請番号13(4)、土地の表示、木之本町石道地先の白地の畑、面積は52㎡です。申請地は、同じく集落の山側傾斜地にある農地で、現在、特に耕作等されていませんでしたが、耕起すれば利用は可能な状況です。

申請番号13(5)、土地の表示、木之本町石道地先の白地の畑、面積は69㎡で、申請地は、集落内にある農地で、こちらも、現在、耕作はされていない状況ですが、耕起すれば利用可能な状況です。

申請番号13(6)、土地の表示、木之本町石道地先の白地の畑、面積は115㎡で、申請地は、集落の山際の傾斜地にある農地で、特に耕作はされていませんでしたが、耕起すれば利用可能な状況です。

以上、6筆ですが、譲受人が転居され耕作が難しくなったため、同じ集落に住む兄弟の譲受人に贈与することとなり申請されたものです。

以上、今回の申請13件につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料の1ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人の農地の効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

議案第96号について説明を終わります。

会長、よろしくお願ひします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第96号について、ご意見ご質問等があれば承りたいと思ひます

はい、片山委員。

(17番 片山委員)

申請番号11は、外国籍の方が申請地で居住されて隣の畑を耕作されるということですが、今後、田んぼ等についても、外国籍の方が所有されることが出てくると思ひます。

外国籍の方がどのような条件で取得できるのか、説明をお願いします。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

外国籍の方が、農地を取得されるということにつきましては、令和7年4月から、一部厳しくなり、短期在留資格を持つ外国人は原則として農地法3条に基づく農地取得が禁止となっております。短期というのは在留期間が1年以内の方です。

耕作の作付けの内容等によりましては、農業委員会での審査対象になりますが、基本的には永住及び定住、長期在留資格の方が、取得の対象になります。

(会長)

よろしいですか。

(17番 片山委員)

はい。

(事務局)

他にございませんか。

(会長)

他にないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。

14番 山口衛委員、30番 池田美由紀委員、37番 山内祥子委員が該当します。

それ以外で、該当者はおられないと思いますが、お気付きでしたら挙手をお願いします。

対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第96号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第97号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第97号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書26ページをご覧ください。

議案第97号につきましては、今月の締め切りまでに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。

なお、案件については、去る12月22日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、15番 清水多枝子委員と16番 林甚一郎委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和8年1月5日に37番 山内祥子委員、1番 稲田司委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

サイドブックス保存資料の令和8年1月総会、転用申請、1ページの地図をご覧ください。

申請番号1、大井町地先の案件です。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第

2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。続きまして、2ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、農業機械置場、駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、山内委員よりご報告いただきます。

(37番 山内委員)

番号1について報告します。

3ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、大井町地先、畑89㎡、転用目的を農業機械置場、駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、農地、南は水路、北は道路です。

4ページの写真をご覧ください。

現在、農業機械置場として使用している場所を申請者の子どもの住宅を建築することになり、その場所の代替場所として、今回の申請地を利用するために、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理し、処理できない分は、敷地の南側の水路に排出される計画となっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、三田町地先の案件です。

5ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設である場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、6ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、一般住宅としての計画となっております。

本案件の詳細につきましては、稲田委員よりご報告いただきます。

(1番 稲田委員)

番号2について報告します。

7ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、三田町地先、畑156㎡、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は水路、南は里道、北は水路です。

8ページの写真をご覧ください。

今回、申請者の親が居住している実家の横に住宅を建築することになり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側の水路に排出する計画になっており、周辺に農地もなく、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。なお、申請地は、農振農用地でしたが、令和7年12月に農振除外の手続が完了していることを確認しています。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、加納町地先の案件です。

9ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、10ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、貸駐車場とする内容となっております。

本案件の詳細につきましては、山内委員よりご報告いただきます。

(37番 山内委員)

番号3について報告します。

11ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、加納町地先、田1筆、畑1筆、329㎡、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は宅地、南は水路、北は道路です。

12ページの写真をご覧ください。

申請地は既に一部造成されています。これは、所有者の先代が50年ほど前に、経営していた建設業の資材置場として使用するために造成したもので、その後、一部を貸駐車場として使用して、現在に至っております。

このたび、敷地の一部を使用して娘婿が自宅を建築することになり、駐車場の位置を変更するとともに、引き続き、貸駐車場として使用するために、転用申請を出されたものです。

この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただいております。転用申請書に顛末書が添付されていることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地南側の水路に排出する計画になっており、周辺農地もなく、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第97号について、ご意見ご質問等あれば承りたいと思います

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第97号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第98号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第98号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書27ページをご覧ください。

議案第98号につきましては、今月の締め切りまでに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。案件につきましては、先の議案第97号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願ひします。

サイドブックス保存資料の令和8年1月総会、転用申請、13ページの地図をご覧ください。

申請番号1、加納町地先の案件です。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、14ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、稲田委員よりご報告いただきます。

(1番 稲田委員)

番号1について報告します。

15ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、加納町地先、田1筆、畑2筆、396㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は宅地、南は水路、北は道路です。

16ページの写真をご覧ください。

借受人は妻の父親名義の土地を借り受けて住宅を建築することになり、転用申請が出されたものです。なお、同敷地は先の議案97号、申請番号3で説明した案件と同じ場所で、既に一部造成されています。これは、所有者の先代が50年ほど前に、経営していた建設業の資材置場として使用するために造成したもので、その後、一部を貸駐車場として使用して、現在に至っております。この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただいております。転用申請書に顛末書が添付されていることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設の排水管を通じて、敷地南側の水路に排出する計画になっており、周辺に農地もなく、農地への被害はないと判断でき、許

可相当と考えます。

(事務局)

申請番号2、石田町地先の案件です。

17ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、18ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、資材置場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、山内委員よりご報告いただきます。

(37番 山内委員)

番号2について報告します。

続きまして、19ページの資料をご覧ください。

番号2は、土地の表示、石田町地先、田3筆1,913㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、農地、西は宅地、南は道路、北は農地です。

20ページの写真をご覧ください。

建設残土等の置場としての資材置場を確保することが急務となり、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝を通じて排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

はいありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第98号について、ご意見ご質問等を承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第98号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第99号、農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第99号、農用地利用集積等促進計画（案）について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により承認することについて意見を求めます。

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

この手続は、農地中間管理機構が間に入っているもので、県が公告を行うものです。なお、受付は市の農業振興課が行っております。

今回の案件は新規の案件、受け手の変更の案件、権利の移転の案件があります。

新規の中間管理権の設定の案件です。

議案書は30ページから34ページです。

番号1から番号52は、農地の貸し手と借り手で事前に調整を行い、貸し手が農地中間管理機構に農地を預け、中間管理機構が借り手に農地を貸すものです。

これら52筆、合計面積113,702㎡について、賃貸借又は使用貸借により利用権設定をされる計画です。なお、使用貸借は無料ですので、賃借料欄と支払欄は空白となっております。

続きまして、中間管理機構から借り手に権利の設定をされるものです。

議案書は35ページです。

番号1から番号8は、農地中間管理機構が貸し手から預かった農地を借り手に貸すものです。貸し手はそのまま、借り手のみを変更されるものです。全部で8筆、合計面積は13,299㎡について、新しい借り手の利用権設定をされる計画です。

なお、それぞれ契約年数の違いがありますが、貸し手に変わりはなく、最初の契約年数が継続となっているため、それぞれ年数が異なるものです。

続きまして、権利の移転についてです。

議案書は36ページから40ページです。

番号1から番号50は、現在の借り手の方から、新しい借り手になる方に利用権を移転されるもので、貸し手に変わりはないものです。また契約年数も継続となることから、それぞれ年数が異なるものです。

これら50筆、合計面積が98,283㎡について、権利の移転をされる計画です。

本案件の説明は以上です。

会長、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第99号について、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

はい、角田委員。

(32番 角田委員)

先ほど説明のありました、議案書30ページの番号2から番号7の10aあたりの賃借料が、何故このような中途半端な金額なのか、どのように聞いておられるのか教えてください。

(会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

特に理由があってこのような金額になったということは、聞いておりません。

(会長)

他にご質問等はありませんか。

(会長)

ご質問等がなければ、採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。

10番 大塚高司委員、11番 宮澤幸次委員、30番 池田美由紀委員が該当いたします。

それ以外で、該当者はおられないと思いますが、お気づきでしたら、挙手をお願いいたします。

対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第99号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので農業委員会として決定し、答申をいたします。

次に、議案第100号、土地改良事業参加資格交替承認について事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第100号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和8年1月13日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意のもとで、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続を行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

総会資料41から44ページをご覧ください。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申出がありました番号1から番号26の26件、及び長浜南部土地改良区から申出がありました番号1から番号2の2件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意のもとで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。

会長、お願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第100号について、ご意見ご質問があれば承りたいと思います。

(会長)

ご質問等がないようですので採決に移ります。

参与制限対象委員につきまして、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。5番、脇坂良平委員が該当いたします。

それ以外で該当者はおられないと思いますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第100号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを、農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

以上で本日の議案審議は終了をいたします。

午後 2 時55分 閉会